

第3回 櫛田川流域委員会 議事要旨(案)

中部地方整備局では、「櫛田川水系河川整備計画(大臣管理区間)」を策定するにあたり、第2回の櫛田川流域委員会での指摘事項を踏まえて作成した「櫛田川の現状と課題(案)」及び「台風10号等の出水状況」について、ご意見を頂くため第3回櫛田川流域委員会を開催した。

第3回委員会での審議事項と主な議事要旨は以下のとおりである。

【開催日時等】

日時：平成15年9月30日(火) 13:00~15:30

会場：ホテルグリーンパーク津 6F 葵の間

【出席者】

岩男安展委員、下村猛委員(代理:山本建設部次長)、関口秀夫委員、武田明正委員、田所照朗委員、谷本勢津雄委員、中西智子委員、長谷川順一委員、原田増造委員、松尾直規副委員長、宮本里美委員(代理:東谷建設課長)、山本亮二委員、渡辺寛委員、渡邊悌爾委員長、(大谷委員、木本委員、竹川委員は欠席) (50音順)

【審議事項】

- (1) 第2回櫛田川流域委員会議事要旨(案)について
- (2) 櫛田川の現状と課題(案)について
- (3) 台風10号等の出水状況について

【議事要旨】

1. 第2回櫛田川流域委員会議事要旨(案)について (資料-1)
 - ・第2回流域委員会の議事要旨の内容について確認し、了承された。
 - ・議事要旨として公開することについて了承された。

2. 櫛田川の現状と課題及び台風10号の出水状況について(資料-2、3)

第2回委員会で指摘事項が多かった利水を中心に、櫛田川の現状と課題について説明を行った。また、台風10号等の出水時における櫛田可動堰、菟川水門の操作状況の報告を行った。主な質疑は、以下のとおりである。

(1) 堰の状況について

堰の目的や治水との関連から、当初の目的を達していない堰については見直しが必要ではないか。

- ・大臣管理区間にある取水堰では、これまでに目的に対する問題は聞いていないことから、現時点において目的を十分に果していると考えている。

(2) 河川流量と水収支について

流量や取水の状況を見ると、櫛田川では取水が過大であり問題があると考えられる。川へ必要な適正な流量を決めていく中で、利水者（発電、農業用水）との調整が必要である。その時の調整をどういう観点からやるかを委員会で議論していく必要がある。

基本方針の中で示された流量がそのまま整備計画へ反映されるならば、利水や環境とも絡むので、その根拠についてここでもう一度議論をする必要がある。

- ・ 次回委員会で、基本方針の中身やその根拠については説明するが、意見がかみ合わないところもあると思う。その点については水利権者の意見も聞いた上で進めていく必要がある。基本方針は長期的な方向性を示すもので、現状と乖離している部分をどう近づけていくかを考えるのが整備計画と考えている。

流域との水のやり取りについて、どこで水が戻るのかをわかりやすく整理する必要がある。ラフでいいので定性的に示せないか。

- ・ 調査して、次回示します。

(3) 蓮ダムの濁水について

蓮ダムの濁水については、ダムで処理するよりも発生源を抑えていく必要がある。蓮ダム周辺は保安林であるので、あまり開発行為もなく土砂が入ることは考えにくく、原因をはっきりさせ、対策を考える必要がある。

保安林は禁伐林ではない。ある一定の伐採率以下であれば利用できることが前提である。濁水の防止に対しては、森林管理の考え方も含めてこれからの議論の中で考えていく必要がある。

- ・ 蓮ダム上流では、植林や治山治水工事をやっている。また、水源地ビジョンも策定し、地域と一体となった森林問題の解決も考えている。

保安林の指定状況について、大部分は普通の林地である。「上流域の森林は保安林に指定されている」と書くと、全部が指定されている印象を受ける。

- ・ 何割くらいが保安林に指定されているというような記述とし、表現を工夫する。

(4) 海岸との関連性について

流域の問題は海とも結びついている。上流をいじると海岸にも問題が起こると考えられる。海と関係した問題点についての認識も必要である。

(5) 櫛田可動堰と祓川水門の操作について

台風 10 号の出水で、魚が干上がることがわかっていて、なぜ祓川の水門を全閉したのか。維持流量程度を確保するよう、流量をコントロールすることはできないのか。

祓川を全閉して魚が全滅したことについては、操作規則も大事だが改善が必要である。

生物を育てる川ということを考えると、最低必要な流量は確保することが必要である。

- ・水門の操作については、操作規則に定められている。安全性が確認できれば規則を変えることも視野に入れるが、構造的に櫛田可動堰の敷高よりも祓川水門の敷高の方が高く、櫛田可動堰のゲートを上げると祓川には流れなくなること、また洪水で水門の前にゴミがたまるためゴミを取ってからでないと祓川水門を上げられないこともあり、現状でできる対策としては、早くゴミをとることである。祓川には湧水もあることから、ところどころに水がたまる場所をつくっておき、魚が避難できるようにしておくことも方向性としては考えられる。

祓川については環境省で重要湿地に指定されており、その現状を記述する必要がある。

櫛田川の河口域にはオカミミガイが、祓川にはイシガイ類やタナゴ類が生息し、重要湿地に指定されている。流域委員会でこそ、連携して考えていく必要がある。

(6)沿川市町村の計画について

多気町の総合計画について、平成 14 年に第四次計画を策定した。また、生活雑排水対策については、平成 28 年までには全域で終わっている予定である。他の自治体の進捗状況についても把握しておく必要がある。

- ・資料は最新の情報を確認し、修正する。

(7)河川の利用について

河川の利用については、受身的なものが多いため、河川に親しむことを考えると水辺空間の開放が必要である。宮川では活動が盛んであるのに対し、櫛田川では活動が少ない。水上スポーツ等の積極的な開放が必要と考えられる。

(8)課題の整理について

治水、利水、環境の問題について、いろいろな問題が指摘されている。課題についても、ハードの問題だけでなく、ソフトの問題についてももう少し具体的に把握していく必要がある。資料に示されている課題は抽象的すぎるため、具体的な問題点として捉えていく必要がある。

ソフト対策についても少し書き込める余地がある。課題がクリアになれば、より良い原案ができるのではないか。

3. 部会設置についての提案

治水、利水、環境について集中した議論を行い現状と課題について整理するため、渡邊委員長より部会の設置が提案され、了承された。また部会設置要領が了承され、要領に基づき部会委員及び部会長が以下のとおり委員長より指名された。

(部会長) 松尾副委員長、(部会委員) 木本委員、下村委員、関口委員、山本委員

以上